

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2019年2月1日



社報タイトル「邁進」は社内で掲げる平成31年の標語です。

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KORAYASHI GONDOKU

小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員 税理士	小林 政 仁	税理士	須 賀 村 保 峻

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

3月の税務

- 3月11日（申告期限）
 1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月15日（申告期限）
 2. 前年分贈与税の申告
申告期間・・・2月1日から3月15日まで
 3. 前年分所得税の確定申告
申告期間・・・2月18日から3月15日まで
 4. 所得税確定損失申告書の提出
 5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
 6. 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限・・・5月31日
 7. 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
 8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
 9. 国外財産調書の提出
- 4月1日（申告期限）
 10. 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
 11. 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税〉
 12. 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 13. 法人・個人事業者（前年12月分及び1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 14. 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 15. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 16. 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

新入社員紹介



はじめまして。1月よりお世話になる平成29年12月税理士登録しました、内村 峻弥（うちむら しゅんや）と申します。

これまで医業を中心とする会計事務所で仕事をしておりましたが、この度縁あって小林合同会計で働かせていただくことになりました。製造業、飲食業等は初めての分野になります。わからないことばかりでご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、一生懸命頑張りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

川崎大師・新年会

平成31年1月21日（月）に当社の恒例行事である「川崎大師への祈願」及び「新年会」を行いました。

当日は、薄暗くて寒い午前5時過ぎに神奈川県にある川崎大師・交通安全祈禱殿に集合しました。

大本堂でのお護摩祈願、交通安全祈願を行ったのち、会社へと戻りました。



新年会では所長訓示から始まり各部門・各委員会の中間決算報告等を発表し、各社員の新年の抱負を語り決意を確認しました。

確定申告についてのお願い

平成30年分の所得税の確定申告の受付がよいよ始まります。

つきましては当事務所の各担当者が皆様に申告に必要な書類の提出をお願いすることになります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当事務所担当者までお気軽にお尋ねください。